

# 中国税政連

特別企画

片山さつき参議院議員に聞く



■ 特別企画 片山さつき参議院議員へのインタビュー	2
■ 加藤勝信後援会・定期総会	13
■ 確定申告期における無料相談会場視察	14
■ 令和6年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等	15

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

interview

特別企画

## 片山さつき参議院議員に聞く



令和六年三月十八日（月）、中国税政連広報委員会は、第四次安倍改造内閣において唯一の女性閣僚として地方創生、規制改革、女性活躍推進など八分野の政策を担当され、現在も幅広い分野で活躍されている片山さつき議員（参議院比例区）へのインタビュをお願しました。予定の日に急遽参議院予算委員会の代表質問を担当されることになるなど、多忙を極められている中でありながら、こちらの用意した質問に対して明瞭かつ丁寧にご回答いただくとともに、一般の金融情勢や税理士への期待等についてお聞きしました。

——毎年本連盟の機関誌新年号にご寄稿をいただきありがとうございます。また、本日は五月号の特別企画としてお忙しい中インタビューのお時間を作っていただき感謝申し上げます。政権を支えるため多岐に亘ってご活躍されているらっしゃる先生の生の声を、誌面を通じて会員に伝えたいと思います。よろしく願います。

## 金融政策とNISAについて

〈片山〉こちらこそよろしくお願います。早速、経済政策についてお話しします。既に報道されてい

ますが、三月十八日に総理も私の国会質問に答えて「今世紀前半には十分に日本のGDP千兆円を目指す。」とはつきり言ってくださいました。これは政府の経済財政諮問会議でも、インフレが進みつつある中で、名目成長率を三％としているため、毎年三％となると二〇四一年にはGDP千二百一兆円となります。この前に出たばかりの（本年の）GDPは前の年の数値が悪かったのですごく良くなってしまう、五％台でこの率で進んでいくともっと千兆円の達成が早くなります。

要するにインフレの経済でイン

フレをコントロールしながら経営していけば、そのぐらいにはなるということですね。みんな「えっ？」と反応するのですけど、計算すればその数字は出てきて、途中の二〇三〇年位のところでも八百兆円台という数字を内閣府が出しています。だけどそれをあらためて言われると、ちょっとびっくりするとマスコミさんも言っていました。デフレから脱して巡航経済になることがいかに凄いかということ、その意味では岸田総理はものすごく頑張られました。

——今日午前中の予算委員会の代



表質問の中にNISAの件がありました。先生のご発言で、国民の皆さんにも知識を持ってもらわなければいけないという話が出てきたと思います。また、金融経済教育推進機構について触れられていましたが、先生としては具体的にどのようなことをお考えですか。

〈片山〉 これは昨年秋の臨時国会の「金融サービスへの提供利用環境整備法」の改正により、本年四月に設立され八月に本格稼働する公的機関です。昔から日本は日銀や各種の貯蓄金融機関、つまり銀行や信金・信組で貯蓄広報委員会

を作っていました。これはみなさんが貯蓄をして、住宅ローンを借りて、健全な家計生活を送るためのもので、団塊世代の方が小・中学校の頃に、地域によっては講堂に集まってその話を聞いたことがあるそうです。逆に貯蓄投資の教育は一切してきていません。だから国民の七〇八割は株を持っておらず、持っているとしたら年金運用で持っているのです。

年金は国内株と国外株で割合が決まっており三・五%位で回っていて、それでも低いと言われているかもしれませんが昔はもっと低かったです。だからアメリカみたいに生涯勤め終えて退職したときに、日本円で計算するとアメリカ人はインディビジュアル・リタイアメント・アカウントというもので四千六百万円位持っています。そのほとんどが株運用です。これが四千六百万円になっているのと、日本人の場合は退職したときの資産が大体千八百万円、二千万円あるかないかです。これは全然違うじゃないですか。向こうは国民皆年金ではありませんが、年金

以前の状態で資産がこれだけ違うと老後の安心度が全然違います。

だから資産所得で儲ける国に移行しないと、日本みたいに経済だけ成熟してきた国はだめじゃないかということで、資産所得倍増計画を打ち出しました。みんな本当かなと思っていたら、三年目と変わった岸田政権で狙った効果の半分は出てきていて、NISAの口数が、我々が税制の議論をしはじめた頃の千八百万円座だったのが、どんどん年末に増えて二千万円口座位になりました。

去年の一月平均と今年の一、二月の月次で三倍違います。これは日本証券業協会が取った数字で三倍から三・数倍です。それでそこに流れ込んでくる投資信託のお金の流れ込み方も五倍から六倍違い、どこかに置いておいた自分の資金を投じているということなので、明らかに貯蓄から証券になっています。その程度のことではあれど、その狙いは老後の資産運用が単なる固定金利、あるいは預金金利を越えたものになるということなので、それはアメリカやイギ

リス、銀行の強いドイツでさえ、大体そうなっています。アメリカもそろそろではないかということではあります。

NISAの場合は千八百万円までの残高維持であれば一生、税金がかからない。毎年百二十万円の積み立て、月十万円で十二か月まで、それをずっと続けていると十年で千二百万円、十五年で千八百万円を使いきりですが。こっちはこっちで成長投資枠で毎年二百四十万円位買っていたら七年半位で使い切るわけですけど、今までと比べれば大きいので、「それじゃあちよつと株を始めるのならここから入ろう」と考える人は、まったく株をやつていなかった人は別として、リスクがなくて払う税金だけ安いので気持ち動かしますよね。

問題はここからですが、その流れを作ったということでは岸田総理の功績は偉大だったと思います。私が一九八六年に証券局長になった時の上司が岸田総理のおじさんの岸田俊輔さんで証券局長でした。その方のカバン持ちで、



ブラックマンデー等があったのですが「日本株は大丈夫です」と政治家の所を回っていたのは私なんですよ。だからすごくご縁を感じます。

—— 国民ひとり一人が自ら証券の勉強をやらなければならぬということですね。

〈片山〉 そうですね。やっていただければいただくほど、例えばどれを選ぶかというときに自信も持てるだろうし、納得もできるだろうし。それだけでは危ないなという思いに備え、金融経済教育推進機構で中立アドバイザーを認定し

ていきます。様々な株のアドバイザーというのは必ず後に証券会社や銀行が付いていて「買ってくれ、買ってくれ」になっているのではないかという疑念を感じますが、この人の発言やネットで書いたりしたことは中立的だと思えば自信が持てます。そういった意味で作った機構です。

—— それは新しい資格なのですか？

〈片山〉 認定するのは新しい資格です。機構も新しい機構で、法律として秋の国会で通ったばかりです。

—— 我々税理士会にも関連団体にも税金教育推進協議会というものがあります。そこで税金教育などをやっていますけど、それと同じようなものではないかな。

〈片山〉 そうですね。だから税制ですから、要するにNISAは、普通にただ株を買っても何も優遇のない時に比べて税金が安くなる制度ですから。むしろ税理士さんに頑張っていたら、税理士でかつFPという資格をお持ちであれば、当然認定アドバイザーなど

になっていく人も出てくるでしょうし、しかも中立的で金融機関の職員でもないため信頼度は高いと思われれます。

—— 株が爆発的に上がっている要因はNISAが増えているということもあるのかと思います。

〈片山〉 そうは言っても、民主党時代に七千円にまで落ちた株が安倍総理になって二万円台になったのですが、ここから先日四万円になって、一九八九年以来三六年ぶりに三万八千九百円を抜いたじゃないですか。私がよく言うのは、私が証券局にいたころ採用が決まった人が翌年に新人で入ってきました。その人が今は金融庁の総合政策局長なんです。その人に聞いたら「八〇年は三万八千円。次の年の九〇年には四万円、五万円になるかと思っていたら、そこからずつと落ち続けてしまった。」と嘆いていました。

これは今話題になっている日銀の金融政策なんです。さらに八九年には日銀マンの典型みたいな物価抑え込みの「平成の鬼平」三重野日銀総裁になってしまつて、も

う少し見ていけばいいのに早めに金利をどんどん引き上げていきました。そして株価がおかしいな、金融が全部逆回りにして、これは大変な倒産ラッシュになるなと思つた一九九一、九二年にも金利を下げなかったのです。それは日本だけではなくFRBとか欧州中央銀行も失敗の例として検証しています。

だから私も今日の国会答弁で、日銀の金融政策に対して、今は政策決定会合中だから誰も答えが言えないので質問しなかったのですが、私の意見として言ったのですが「あの愚をやつたら立ち直れないよ。だからこれから出てくるコロナのゼロゼロ融資の出口ですね。みなさまのお客様やあるいは住宅ローン。これは短期だから多少は動くと思うけれども、固定金利には響かないようにとか、日銀総裁がしょつちゅう仰っているように、短期のマイナス誘導はしないけれどもゼロ誘導くらいにして、国債の買い入れもある程度やって、緩和的な基調を維持するということは絶対にしなければだ

めだよ。」と、今日も私ははつきりと申し上げます。

### コロナの爪痕とM&Aについて

——ゼロゼロ融資の話が出ましたけど、私たちが第一線で見ていた時に返済が厳しくなってくる、払えなくなってくるという危惧は個人的に思っていました。数字から見るとそうでもなかったように思えます。

〈片山〉 皆さんのお客様の中でも、コロナで大変な影響を受けられた業種についてはやっぱりしんどいとか、条件変更したりリスキューする割合が多いので、それを取引金融機関で借りてる人はずっとお付き合いが続くでしょうね。公庫の場合は民間金融機関ではないのでどうするかという問題もあります。最終的にはいつまで待ってくれるかという問題になっています。で、待ってくれなくなってしまうって「廃業しなさい」と言われてしまったら、そういうところからも連絡が来ますよ。

やはり飲食や観光関係が多いの

です。また印刷やサービス業など、それから商売やお金をもらうような業界があるじゃないですか。それらが全体的に辞められるうちに辞めちゃったところもあります。例えばタクシー会社も東京や名古屋など九割までしか売り上げが戻っていない中で例え一〇〇%になっても客の取り合いになるだけです。今のうちに権利を売って黒字の状態で辞めちゃったという会社がこの三年ちよつとの間にあります。広島ですら恐らくタクシーの売上高は一〇〇%まで戻っていないでしょう。乗合バスでも九〇%、観光バスはまだ今からだと行ってしまいました。その上に働き方改革が重なってしまうので仕事も来ても受けられない。

先週お会いしたある地方のバス協会の会長は、ものすごい負債を抱えているため〇・一%でも金利が上がったら困ると仰っていました。皆様のお客様の中でも、給付金をもらったりゼロゼロ融資を受けたりして若い人が経営者として頑張っている人がいますが、売上が一〇〇%に戻っていない

め、辞めるなら辞める、続けるなら続けるの分水嶺になっているのではないのでしょうか。もちろん、続けられるところは思ったよりはあります。ただ皆様の中でも相談にのって、「一緒に信用金庫に行つてなんとかしなきゃ」というのは十件に一件はあ

数がぐっと減ったのが今は元に戻っていて、それがこの二、三年間でなだらかに増えるとは思いますが、リーマン・ショックの後とか、私が銀行局にいた九八年までのその後とか、あるいは「りそなショック」の後のような増え方にはならないと思います。それは結局、日本社会が大型倒産に対応で

いですか。

——確かに事業閉鎖は先生が今言われたように、にっちもさっちも行かなくなったのではなくて、一部を譲渡したりという形で存在しています。タクシーの例を言われましたけど、一消費者の立場からすると電話して予約できないことがたびたびあります。傷が広がらないように台数を減らしているようです。そういうところなんでしょうね。

〈片山〉 コロナ融資を出している間に倒産件



きない社会なので、大型倒産が起きそうになると、九〇年代の終わりに「ハゲタカ」が来たりして。

つまり日本ではお金を持って買いい入って計算して、M&Aで立て直すと買い手をして手を挙げるところが極端に少ないので、完全な買い手市場になっています。昔だったら「青い目のハゲタカ」あるいは「オイルダラーのハゲタカ」で、今は「中国のハゲタカ」です。それをすると国防上の危機にも繋がります。そのことは総理も十分ご認識されています。

例えば能登半島がそうで、海岸沿いの名門旅館が破綻申請して、高い値で買うとなれば中国人くらいしかいません。日本は九〇年代に外国人に土地の保有をさせることをWTOで開放してしまい、今からそれを制限することは条約上難しいから、そのままやっているところなんです。だから「日の丸再生」にするためには順繰りゆっくり時間をかけて、認定支援機関の方に手伝っていただき二、三年かけてやっていかないとそう



いう状態になります。過去もそうだったり、そうなりかけたりしているのです。

——これは企業の再生とか雇用の問題だけではなく、先生が言われたように国防上の問題も出てくるわけですね。

〈片山〉 急に観光客が倍も来るようになったら別ですけど、去年一年で年間三千万人まで戻って、四千万人までもうすぐの所へ来たなど。これまでもどこかの旅館が閉めるとなつたときには、その同じ地域内でどこか余裕のある企業

が引き取るということがあったのですが、それがもうできなくなつて長いのです。老人介護施設が引き取るといふこともありましたが、それももう飽和してきて、名門旅館でも表には見えないだけで「バックドア中国仕様」というところがありませんよ。

——規制はないのですか。

〈片山〉 ないのです。土地の取引を自由化したんですよ。WTOとその前のGATTで。その時は隣りの中国が巨大な金持ちになって買いに来るとは思っていなかったのです。当時はまだ中国なんて途上国でしたから。見通しが甘かったんです。重要土地等調査法を作ったんですけど、それは基地から何kmとか、その「基地」も住宅は入れないとか。だからハウステンボスは米軍の近くであっても、佐世保の自衛隊や米軍の基地からは遠いから適用除外になつてしまい、今は香港ファンドが持つています。

——怖いですね。

〈片山〉 広島も駐屯地がありますよね。海田は私がいた頃は駐屯地

でしたが今は格が下がつてしまいましたけど、呉は海上自衛隊の一番重要な基地のひとつで、しかも近いじゃないですか。ですから広島市内の海側とか山の上等は注意すべきです。呉も山の上ですが、当然注意すべきです。

——話題から少し離れますけど、ちやうど今呉の話をしていたところですが、この度、製鉄所の跡地に防衛省の拠点活用案が出ています。あれはやるべきでしょうか。

〈片山〉 これに関しては、地元のご意見を聞かず地元に住んでいない私が言う資格はないのですが、仮に国が安全保障上重要とみて使ってくれるというのは、滅多にないことです。客観的には悪いとは思わないです。しかし他の工場が移転してきてくれた方が、地域の経済の活性化になるかもしれません。そういう話があるのかどうかも、実際のところ私たちはよくわかりません。呉については西日本豪雨の時に寺田議員と一緒に歩いて回って「明治時代から家が壊れたところが崩れるのか」と

思いました。

——そうですね。呉の場合は江戸時代から海運が盛んになり鎮守府が設置され、そのために自然の山の上に住宅が広がって行ったわけですから。

〈片山〉 無理に削ったところでもないのでもちよつとシヨックでしたけど、あれだけ雨が降ればどこでも何でも崩れるという説もあります。だから後の復興は気候変動にも対応していかないといけない。しかし、皆さんすごいお力を入れて前向き復興になっていると思います。私も海田税務署長でしたし、私の前任者の方が呉の署長になつていたので、しよつちゅう一緒に釣りに行つたりして、呉にはいい思い出がありますね。

### 税制改正大綱について

——それでは、令和六年度の税制改正の大綱につきまして、一番苦労されたところをお聞きかせください。

〈片山〉 苦労というほどのことはないのですが、まず、先に決まっ

てしまった所得税・住民税の定額減税については本当にこれでいいのかということです。過去、橋本政権もそれを言い出してから苦しなつてしまいました。

日本の場合は税制事務を年末調整や六月調整など企業の調整でやっています。企業は嫌がるから、景気を今支えるのであれば給付金を配つた方がいいのかなという意見がありました。先に官邸が所得税減税を言つてしまったので、私たちは何も言えなかつたのです。「やり方をどうしますか？」というような事しか言えなくて。あとは不公平感があるといけないので、十万円もらえそうな低所得者より少し上の層、所得税額が少なくて四万円引ききれない人とかに細かく対応すべきと言つたら、そういう制度になつたのですが、今度は自治体が苦労してしまつて、給付は四月以降のところが多いですね。

五万円追加給付等はやろうと思えばできるのですが、計算が大変だつたりしているので、ほとんどのところ大都市の政令市は三月に

決めて四月以降の給付が多いです。東京都内もそうです。税制も三月末に決まつてから六月施行です。だから逆に言うと、今物価が上がりつつあるところだから結果的にいい時期になつたかもしれないけれど、その時は「これでいいの？」とみんな言つていました。「もう少し早く相談してくれないう？」という感想です。

——官邸ということは岸田総理が先にとのことですか？

〈片山〉 岸田総理というか、総理に誰がアドバイスしたのかよくわ



からないのです。あとは我々国会議員が対象にならないように、合計所得金額が二千万円以上は適用を止めましょうということにしました。

——先に官邸が発言したことに沿つて、これでいいのかということですか？

〈片山〉 もっと早くに相談していたら、さらにウケのいいものにするために、私たちがもうちよつと働けたかなと思います。それから、心配されていたのは住宅着工が弱含んでいたんです。今もそんなに良くはありません。

四つとか六つの戸建ての住宅を小さい敷地で建てるじゃないですか。本当に条件のいいところ以外は、東京近辺の交通一時間地帯や五十分地帯ではもうやつていないです。し、名古屋近辺でもそうなんです。ローン金利の先高感もあるので、しょうけれどそれだけではなくて、ちよつと飽和してきているかなと感じます。また、資材が高から値段が高くなり過ぎてしまつていてということもあります。

さらに、働き方改革を受けて人件費も上がっています。それを家の価格に転嫁させると四千万円になる。庶民には四千万円では買えないから住宅ローンを何とか据え置いてくれと大運動をして、それはほとんど通りました。

ただ、条件がついてしまって「子育て世代だから五千万円ね」とか「ゼロエミッションハウスだから四千万円ね」とか「省エネだから四千万円」とか条件になりました。ただ、住宅を新築する人はどちらかが四十歳以下か、子育ての方で九割以上を占めていらっしやるので、そこに該当するといふ感じですよ。

——もともと流れを見た時に、住宅ローン控除は引き下げの傾向にありました。

〈片山〉 あれは特例で一年とか今回だけだったわけです。縮小傾向にあったのが、何とか首の皮一枚で引き止められました。また、同じようなところでは、私は宅建の政治連盟の推薦議員でもあるのですが、宅建が言ってきたのは皆さんが一番苦労した固定資産税の負

担調整です。これもそのまま維持されたのですが、普通は無いです。なんですよ。

——それは延長はないという前提だったのですか。

〈片山〉 それはそうですよ。特例中の特例でから。しかもそれは我々の見方の中では、総務族・自治族の人は固定資産税に跳ねるから、景気は良くしたいけど反対、という人が多いわけです。それが、反対派が鈍を収めたということとは、岸田総理と宮澤さんのタッグがあったのではないのでしょうか。普段だったら宮澤さんは延長に反対と言いますから。でもそれは評判が悪いから。実際にこの状況でもろに税金が上がりますから。日本人は地主をやっている方が多いので。だから皆さんのお客様にも言っておいてほしいのは、「上がらないところがほとんどなのは何故だか知っていますか」と言ったら、「我々税調もがんばって、みなさんも要求してこなかったのこの程度ですよ」ということは是非お伝え願いたいのです。固定資産税は結構ハードル高

いですから。

あとは賃上げ促進税制ですが、これはどのくらい使われているのでしょうか。「中小企業は繰り越しがないため、七〇八割は赤字だから意味がない」とずっと言われていたのが、賃上げ率の要件の一・五%、二・五%というのは「物価スライドで普通にやっている」とさんざん税制当局に言われたのですが、この引き上げ要件はそのままにでもらって、各々一五%〜三〇%と結構な控除をしてもらった上に、赤字の中小企業には繰り越し控除を五年認めたといいことでこれは大きいのです。ただこれは計算が面倒くさいので。これはどのくらいやられていますでしょうか？

——かなりやっています。新聞にも出ていました。適用があるのかな計算していますが、恐らく五社に一社以上は適用しているのではないかと思います。

〈片山〉 五社に一社。もう一声みたいな感じですね。

——前期比較をして上がっていたら、これは計算したのかとフィー

ドバックしていますから。

——赤字法人が半分なので。

〈片山〉 七割位ではないですか？皆さんのところに来るようなところだったら半分くらいかもしれないですよ。

——そうですね。黒字のところでは三社か二社かの内一社が適用になります。ただ、二年前に岡山の加藤勝信先生にお話ししましたけど。当期の法人税額の二〇%の制限があるんですよ。これが上限になる会社が多いです。今回の中小法人の繰り越し五年間も二割の枠があるんですよ。だからほとんど使えないと思います。だから加藤先生に「あれをどうにかしてくれませんか」と言うと「あれは税収の関係があつてそうなんだ」という一言で終わりました。我々が見ているところは二割で止まってしまふところが多いので、ちょっとしか適用できないですよ。

——ありがとうございます。先程の住宅ローンの中に子育て世代の規定が初めて出て、これが夫婦のどちらかが四十歳以下の世帯ということ。この点について岸田



総理も少子化問題対策として税制大綱の理念にも書いてあるのですが、住宅ローン控除に入れていくというのも最初からお考えなのでしょうか。

〈片山〉 これは現状維持ですが、住宅のため景気のためにということとで押していて、何か下りる算段として、子ども・子育て支援金で一兆円捻出の話があったじゃないですか。子ども・子育て世代に対するメリットを未曾有のもの・異例のものとして打ち上げたいという発想から出てきた感じですよ。今になったら、これがあつただけでも良かったというのがあります。

ですが、要するに社会保障の医療保険に乗つけるものですから、個人によって負担額が変わるのは当たり前で、誰が計算してもわかるもので、五百円とか四百六十三円は平均ではないです。分かっているけどはつきりその内容を言わなかったからそうなってしまった。初めから分かっていたことではありましたけど。徐々にこのようなものをメリットに入れていくということは根本にあつて、

少しは良かったかなという感じはします。

#### 賃上げ税制について

賃上げ税制についてお聞きします。今回、中堅企業という枠が初めて設けられました。広島で二千人というのは上場企業くらいしかありません。千人とかで設定されなかったのが残念ですが、二千人としたことについて何か理由があるのでしょうか。

〈片山〉 昨年十一月に企業の労働生産性が従業員二千人までは規模の拡大とともに向上することが分かったこと、中堅企業による国内技術や人への投資に二千人以下の企業が大きく貢献していることで、こういう枠となりました。

——元々、経済産業省の施策の中で中堅企業という枠はあるのですか。

〈片山〉 そうです。それに地域未来牽引企業というものもあります。広島でも私が昔から存じ上げていようような良い会社は中堅未来牽引企業になって、その年の経産大臣

の表彰もあります。大企業ではなく上場もしてないけれど、その地域で技術力も影響力もある企業には頑張ってもらわなければ困るという流れを日本中に作っていきました。「もうちょっとやってもらいたい」という期待感からでしょう。そこまでいくと従前の大企業になって、結局、中堅企業ではなくて大企業というのは総従業員数一万人以上で

様々なインセンティブがあり、そこに高い枠、七%などという枠を作つて下の中堅と分けたというの思惑があるのだと思います。

実際に日本製鉄の賃上げ率って今回一四・二%でしょう。USスチール買収のためではあるかなという気はしますが、三万五千円の賃上げですからすごいですよ。

——新聞を読むと上

場会社の5%以上を優に上回っていると書いてありました。そういった意味では岸田政権の賃上げ政策というのは上手く進んでいると見ていいのでしょうか。

〈片山〉 予想以上に来たのは、上昇率が5%だったら相当ですよ。だけど実際に人が採用できないということなので、「どうせならば」ということでしょう。子ども



がどんどん減ってしまっているから激烈な競争になっていると本当に言われていました。出生数が八十万人を切り七十七万人に減少したことを考えると、次回は五%とかにしてほしいですね。

#### 定額減税について

——先程官邸主導の定額減税の話がありました。その中で「減税」ということと「給付」ということの議論は、税調でやることではないのかもしれませんが。

〈片山〉 実際には、税調では「そもそも論」なんかも言うんですよ。政治家同士ですから。「これだったら給付でやったらいい」とか。でも事務負担が大変で、給付の計算や執行も何段階かに分けて、できるだけ正確に給付しようとしたじゃないですか。切り上げて多めに交付するようにして、それが各々いくらになるのかを市町村で決めて。現場は結構ヒイヒイ言っていました。我々も言われます。「もうちょっと単純にできるものにしてください」と。それは言え

ていると思います。

——まだ法案が通っていないのですが、早速、国税庁が二月にリーフレットを発行しています。住民税もあり、仕方がないのかもしれないが、企業側に非常に負担を強いるものです。

〈片山〉 一九九八年の橋本総理と小淵総理の時に実施された定額減税は一回か恒久化かで揉めた上に、政権の命取りになってしまったから、深入りしない方がいいと思います。今はこれを税で対応したというよりは、六月にちょうど端境期が来るから可処分所得を増やしたと我々は説明したいなと思います。ただ、その割には「税務署と自治体さん、申し訳ない」「それをやらされる企業さん、申し訳ない」ということです。私はものすごく痛感しています。

——地方の市町からいろいろな「大変だ」という話を聞かれますか。

〈片山〉 それは、元・地方創生大臣ですからいろいろなところで伺っています。申し訳ないと思います。小さいところも大変だし政

令指定都市も大変。支出や消費を喚起するためには、これからはマイナンバーカードを幅広く利用したいですね。取得率一〇〇%に近いところも出てきているので、限りなく一〇〇%に近いなら「えいや」で導入して、そこに電子マネーや本人確認のためのアプリを活用したり。来年か再来年にはアプリ化すると言っていますので、アプリだったらさすがにスマホを持っている人はやれるでしょうと思います。おじいちゃんの方はあなたが手伝ってといった感じですね。

タイ国は既に「クイックペイ」や「イージーペイ」などを導入していますよ。また、政府が中央銀行のシステムなどを援助しています。この前のコロナの時に給付金を実施しました時、国民七千万人のところ、四千万口座もできてしまいました。やればできるじゃないと。それまでは銀行口座はいいことがないから持たない人が多いと思っていたら、お金が入るとなるとみんな作っちゃったということです。



——日本もそうありたいですよ。

〈片山〉 次あたりからはそうじゃないですか。何十万円、何百万円給付するわけではないので、ご家庭に七万円、十万円とか、四大家族でも十六万円の減税までならば、マイナンバーカードと口座を紐づけて、そこで「クイックペイ」や「プロンプトペイ」でいいのではないかと思います。

この国は先生方（税理士）や企業の税務関係者で成り立っているんです。私も税務署長研修の時



にそのように言われてきました。申告納税制度の下、関係法令に基づいて納税額を確定・徴収するシステムとマンパワーが無かったら、これだけの直接税が取れるわけがありません。ヨーロッパの国では、国民総ナンバーを打つても所得税関係の徴収税率が今でも低いいため、あのような間接税を徴収しているのです。当然、コストも割り振られますよね。

今回、電帳法とインボイス制度の導入による初めての申告になりました。様々な方面からご意見を頂いています。つまり、そういう

ところにツケを合わせながら、全体の徴税制度を運営しているという事です。改善するためには、今回のことを先生方が積極的に分析考えていくべきです。単に起こっていることを列挙するだけではダメなので、それに対して冷静に客観的に考えて「その負荷は口スじゃないか」とか「これはもうちょっと何かできるんじゃないか」とかを分析し提案すべきではないかという気もしないではないです。

—— 続いて定額減税に関する質問ですが、低所得者層についてのいわゆる給付についての問題が新聞に出ていたのですが、これは端数は切り上げになっているのですか。ちょっと違和感があったのですが。

〈片山〉 これはかなり早いうちに決めていました。そういう層に痛みがいつているから、できるだけやさしく、やさしくというのは政権の方向で、それは自民党も是認しました。ですが、切り上げ方式をいくらかにするかなど、私たちはそこまでは申し上げていないで

す。そこは実務に任せたら、これを持ってきましたという感じです。

—— 特に、年金生活者はかなり切り上げになるのではと思います。

〈片山〉 ただその場合、意外と資産を持つている年金生活者が切り上げられている可能性は高くはないです。今回の賃上げの効果が一・二八%でも年金がスライドで上がる場所は二%台だから、賃上げメリットは現職の方が多いです。それにすぐくまだらがあつて、例えば今話題のトラック業界など大手五社を筆頭に五次下請けまでありますが、実際のところ五次下請けは荷主から損だけ負わされてあまり上がらないです。その部分を極め切っていないのです。が、岸田総理は中小企業対策にも真面目なので、トラックGメンなどを設け内値させるなど今までやらなかった努力はしています。努力はしていますが全部じゃないんです。だから、その辺の声は相変わらず来ていますね。

—— 今の地方自治体が給付しているのはどのようなプロセスですか。自治体に任せているのですか。

〈片山〉 七月という自治体があるくらいですが、四月までにはというところが多いようですね。

—— 概算計算をして返すところは先に返すということですかね。

〈片山〉 そうだと思います。手引きのようなことはしています。レジュメ処理日もやっていますけど、予算的には四月位に先決するか臨時で議決して、三月の議会ではできなかつたところが結構ありまして、配り始めるのは早くて四月以降の四、五、六月になります。

—— 山口県で給付金の詐欺がありました。返す過ぎるといってはいないのでしょうか。

〈片山〉 あれは完全にネット上の操作の間違いで、まさに海外のスポーツクジに投機してしまつたんです。あれはグレーゾーンです。我々はあれをやるなら国内に取り込んで、国内で「ここからセーフ、ここからアウト」にしたら、徴収がガチッと入る上に海外の方を全てアウトにできるので良いと言っているのですが、まだ民間の関係者が勉強会の中で揉んで

いる段階です。

——心配なのは、先に返すことによつて返しすぎることはないかなということですか。

〈片山〉 それはありますね。ミスのないようにとしか言えません。

——お時間も迫つて参りました。最後に税理士に対する期待を一言お願いします。

〈片山〉 デジタル化が進んでもAIが進化しても、経営者や事業主には税務・会計のアドバイザーが必要です。M&Aや事業再生が増えていく時代、皆さんと一緒に中国地方の中小企業・経済を強くして参りましょう！



# 加藤勝信後援会・定期総会

## 重要閣僚を務められ久しぶりの総会にご出席



令和六年二月十七日(土)、本後援会は第十回目の定期総会を笠岡グランドホテルで開催しました。来賓に中税政から井上会長と山中幹事長、岡山県税政連からは姫井会長と中原幹事長をお招きし、当日は地元事務所主催による「新春の集い」も併催される中、館内は地元の支援者により賑わいを見せていました。加藤先生はここ数年、厚生労働大臣、内閣官房長官を歴任され、地元に戻ってこられる機会がほとんどなかったため議員同席の開催は久しぶりでした。

定期総会は十二時三十分開催し四件の議案を提示、それぞれ説明のあと各議案とも承認され、加藤先生が前述の「集い」の閉宴後、来場者をお見送りされるまでの数十分間、次回衆議院選挙から適用される新選挙区割への対応について、後援会、中税政、岡山県税政連による三者での意見交換を

行いました。令和四年十二月、一票の格差を是正するため公職選挙法が改正され、岡山県内の選挙区数は次回衆議院選挙から現行の五から四に減少します。加藤先生の選挙区である現五区は新三区となりますが、その対象となる区域は大きく広がり、岡山県の外周を取り囲むように拡大されました。このことは私たち後援会の支援体制と活動にも大きな影響を及ぼすため、新選挙区内に地盤を置く他議員の動向や住民の支援状況、会員への意向確認に努めてきました。様々な場面で協議をしてきた中で、今回、先生の活動拠点は笠岡事務所に置かれることが確認できましたため大きな体制変更は行わず、活動の拡大に伴う必要な支援を岡山県税政連と中税政が行うこととされ、また、後援会としても各地域から役員を選出することで広範囲な情報伝達と支援体制を整えることで結論いたしました。

建設的な意見交換が終了したところで加藤議員が来場され、一同拍手でお迎えしました。加藤議員は席に着かれるや否や、昨日から始まった確定申告期間に向けた業務繁忙に謝意を述べられるとともに、今般の政治資金問題についてお詫びをされ、次いで井上会長、姫井会長からのご挨拶の後、コーヒートークを囲んで出席者との懇談がスタートしました。議員から、お陰様で新選挙区の各地域に後援会を設立いただいたが、選挙カーは一台しか使用できず、面積に応じた対応をしていただきたいとこぼされていました。厚生労働大臣を三度も務められ内閣官房長官としてもデジタル化

を推進していた経験から、会員が日々抱えているデジタル化の障壁や、e-TaxやeITAXのシステム統一の必要性などにも深くご理解をいただけていました。最後に、最近本会議では飲み物の持ち込みが可能となり、私は黒い水筒を置いているので、是非ご覧くださいと笑いを誘われ、記念撮影の後、久々の総会は和やかに終了いたしました。

(後援会長 江原 和之)



## 確定申告期における 無料相談会場視察

### ■ 寺田 稔後援会

実施日・令和六年二月十九日(月)  
場 所・呉税務署

五年ぶりに会場視察が実現し、当日は地元呉支部の税理士十一名が出迎えた。会場内で議員は、対応する担当税理士一人ひとりに暖かい言葉をかけられていた。



### ■ 山下たかし後援会

実施日・令和六年一月十九日(金)  
場 所・西大寺百花プラザ

西大寺支部連絡協議会開催の前時間に山下貴司議員にご来館いただいた。「税制は企業のチャレンジを応援するものでなければならぬ」としてこのたびの令和六年度税制改正大綱を報告されるとともに、インボイス制度についても「現場の率直な声と税務の専門家である税理士の皆様のご意見を是非お聞かせ願いたい。」として、座談会の開催を要望された。



### ■ まいたち昇治後援会

実施日・令和六年二月二十二日(木)  
場 所・米子市立図書館 境港市民交流センター(みなとテラス)

### ■ 森本真治後援会

実施日・令和六年二月二十三日(金)  
場 所・中国税理士会館

後援会設立間もない森本議員に快諾を得て視察が実現。相談に訪れた多くの市民と対応する税理士の真剣な姿を見て、税に関する勉強会の開催を要望された。



### ■ 伊木たかし後援会

実施日・令和六年二月二十二日(木)  
場 所・米子市立図書館

米子支部主催の「税理士記念日無料相談会」に、伊木隆司米子市長が会場を視察された。幸いなことに市長には毎年この会場視察にご理解をいただき、市内各所に来場いただいている。今年の相談会は平日の開催となったが、朝早くから多くの市民が来場され六名の支部会員が相談に当たった。伊木市長は税理士の説明の様子と市民の反応を熱心に見学されていた。



## 令和6年度与党税制改正大綱等に取り上げられた建議項目等

項目		分類
<b>重要建議項目</b>		
1. 中小法人の配当促進税制の整備、役員給う税制の見直し		
2. 消費税における非課税取引の範囲の見直し、軽減税率を廃止し単一税率へ		
3. 基礎的な人的控除のあり方と所得計算上の控除から基礎控除へのシフト		
(1) 基礎的な人的控除の見直し		△
(2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト		
<b>基本的な考え方</b>		
【所得税・法人税等起業を促進する税制】開業率を高めるための起業促進税制の構築 等		△
【所得税】所得控除の見直し 等		△
【中小法人税制】事業の存続や新規事業への取組に対する継続的な税制上の支援 等		○
【法人税】適切な課税ベースの構築 等		
【消費税】単一税率制度の復活と適格請求書等保存方式の見直し、非課税取引の範囲縮小、基準期間制度の廃止と申告不要制度の創設 等		
【相続税・贈与税】資産移転時期の選択に中立的な税制の構築、資産の世代間移転を促進するための税制の構築、非上場株式の株価の評価減制度創設 等		
【地方税】安定的で偏在性のない地方税制の構築 等		△
【納税環境整備 他】経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備、税務におけるDXの具体的推進、カーボンプライシングの導入に向けた検討 等		△
【国際税制】国際的な最低法人税率の導入に伴う意図せざる課税を防止する配慮 等		△
【災害対応税制】災害損失が十分救済される税制の創設、地方自治体での災害税制専担者の育成 等		
<b>建議項目</b>		
起業促進税制	1. 起業を促進する税制の充実	△
	2. 公的年金等に対する課税の見直し	△
所得税	3. 医療費控除の見直し	
	4. 業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し	
	5. 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象拡大	
	6. 年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期限の後倒し	
中小法人税制	7. 減価償却における定率法と定額法の選択適用の維持	
	8. 研究開発税制の見直し及び賃上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設	○
	9. 同族会社の留保金課税制度の廃止	
法人税	10. 受当配当等の全額益金不算入	
	11. 引当金の損金算入規定等の見直し	
	(1) 退職給付引当金・賞与引当金	
	(2) 貸倒引当金	
	12. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ	
消費税	13. 交際費等の損金不算入制度の要件緩和	○
	14. 適格請求書等保存方式の柔軟な運用	○
	15. 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告免除制度の創設	
	16. 簡易課税制度の見直し	
相続税・贈与税	17. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件緩和	
	18. 取引相場のない株式等の評価の適正化	
	19. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し	
地方税	20. 連帯納付義務の廃止	
	21. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長、申告手続等の簡素化	○
	22. 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し	

項 目		分 類
	23. 個人住民税における出国年に係る所得への課税の検討	
	24. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	△
	25. 個人事業税の課税対象事業及び税率の見直し、事業主控除額の引上げ	
納環 境整備	26. 税務手続の電子化推進のための環境整備	
	(1) マイナポータルと e-Tax の連携	
	(2) 接続障害が起こった場合の対応	
	(3) 支払調書制度の見直し	
	(4) 電子帳簿等保存制度の普及	△
	(5) 各税法における電子申告の位置付けの見直し	
	(6) 税理士が代理送信を行う場合の電子署名に関する取扱い	
	27. 個人番号制度の見直しと個人事業者番号の導入	
国際 税制	28. 相続税に関する租税条約の締結	
	29. 外国税額控除における控除限度超過額等の繰越期間の延長	
	30. 非居住者等から国内の土地等を買う場合における源泉徴収義務者の負担軽減	
災害対 応税制	31. 雑損控除の適用における「特定非常災害により生じた損失」に関する控除の順番の見直し	
	32. 災害損失特別勘定の損金及び益金算入に関する適用要件緩和	
	33. 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和	

#### 建議書以外の要望事項等で大綱に取り上げられた項目

納環 境整備	納税通知の電子的送信について（電子申告に関する要望事項 eLTAX 編）	○
-----------	--------------------------------------	---



# 中国税理士政治連盟役員名簿

令和5年12月

役 職 名		氏 名	
会 長		井 上 博 夫	
副 会 長		藤 中 秀 幸 姫 井 繁 彦 安 原 上 博 夫	峯 松 孝 至 齋 藤 邦 康 山 中 庸 祐
総 務		田 中 一 宏 富 山 敬 介	
幹 事 長		山 中 庸 祐	
副 幹 事 長		楠 部 誠 中 原 教 系 賀 巧	柳 井 卓 正 森 耕 生
幹 事		楠 部 誠 酒 井 嘉 一 荒 神 五 師	井 岡 上 浩 志 岡 本 倫 明
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 楠 部 誠	副委員長 岡 垣 中 森 委員 本 内 川 脇 委員 一 康 健 俊 委員 彦 司 一 樹
	財 務 委 員 会	委員長 井 上 浩 志	副委員長 山 本 忠 生 委員 松 本 拓 也
	組 織 委 員 会	委員長 酒 井 嘉 一	副委員長 桑 原 陽 一 委員 大 川 佳 郎
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 國 平 敏 朗 委員 望 月 一 俊 委員 光 井 成 明
	後援会対策委員会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 田 中 真 志 委員 小 泉 尚 英 委員 森 末 村 剛 士
会 計 監 事		毛利山 正 行 山 野 謙 二 神 門 三 千 夫	川 本 泰 清 林 原 政 幸
会 計 責 任 者		井 上 浩 志	
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸	副委員長 峯 松 孝 至
		委員 姫 井 繁 彦 安 原 上 博 夫	齋 藤 邦 康 山 中 庸 祐
顧 問		小早川 隆 幸 国 富 樞 雄 原 田 啓 吾 杉 山 近 成 重 近 文 實	島 原 順 良 久 保 雅 典 灘 老 博 明 海 澤 孝 公
相 談 役		伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎	桑 原 一 細 木 貞 彦

## 税理士による国会議員等後援会一覧

令和6年4月16日現在  
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 伸介	楠部 誠
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	広島3区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による佐藤公治後援会	立憲	広島6区	722-0026	尾道市栗原西一丁目9-25	0848-25-4646	瀬尾 暁史	藤井 稔久
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	内田 裕之	占部 圭祐
税理士による高村正大後援会	自民	山口1区	745-0807	周南市城ヶ丘2丁目1-31	0834-28-3311	松田 明	合田 賢治
税理士による岸のぶちよ後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	柳井 卓正	山本 忠生
税理士による林 芳正後援会	自民	山口3区	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目16-12	083-266-4009	中尾 友昭	藤上 博之
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0822	岡山市北区表町一丁目10-32	086-223-6261	田中 一宏	五藤 亜紀
税理士による山下たかし後援会	自民	岡山2区	704-8193	岡山市東区金岡西町801-1	086-942-0226	馬場 輝	中川 健一
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町107-1	086-422-1501	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0843	鳥取市南吉方2丁目24	0857-30-3001	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による高見康裕後援会	自民	島根2区	691-0001	出雲市平田町983 大島屋ビル3F	0853-31-7450	小汀 泰之	糸賀 巧
税理士による石橋林太郎後援会	自民	比例中国	731-0103	広島市安佐南区緑井2丁目14-5	082-876-2550	上原 博行	荒谷 栄樹
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	720-0817	福山市古野上町5-1	084-926-2181	高橋 正倫	羽原 伸悟
税理士による森本真治後援会	立憲	参議院・広島	732-0821	広島市南区大須賀町17-5-210	082-263-3534	親谷 順子	黒住 茂雄
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による北村経夫後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	小泉 尚志
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡1丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅

### ■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	731-0101	広島市安佐南区八木2丁目12-34 税理士法人上原会計内	082-873-3731	川本 泰清	上原 博行
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一貫後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播間 光広

# 後援会へのご入会について

令和6年5月  
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおります。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

-----

## ■ 入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		高見康裕後援会	島根2区	
平口 洋後援会	広島2区		石橋林太郎後援会	比例中国	
斉藤鉄夫後援会	広島3区		宮沢洋一後援会	参議院 広島	
寺田 稔後援会	広島5区		森本真治後援会	参議院 広島	
佐藤公治後援会	広島6区		江島 潔後援会	参議院 山口	
小林史明後援会	広島7区		北村経夫後援会	参議院 山口	
高村正大後援会	山口1区		まいたち昇治後援会	参議院 鳥取・島根	
岸のぶちよ後援会	山口2区		青木一彦後援会	参議院 鳥取・島根	
林 芳正後援会	山口3区		片山さつき後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
山下たかし後援会	岡山2区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		松井一貫後援会	広島市長	
加藤勝信後援会	岡山5区		伊木たかし後援会	米子市長	
石破 茂後援会	鳥取1区				
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区				

## ■ 入会関係書類送付先

\_\_\_\_\_

## ■ 氏 名

\_\_\_\_\_

## 予告・第56回中税政定期大会のお知らせ

今年の本連盟定期大会は、令和6年9月14日（土）午後、山口市・かめ福オンプレイス（旧 ホテルかめ福）で開催します。

また、当日は中国税理士協同組合の主催により外部講師をお招きした時局講演会が例年どおり開催予定です。

風光明媚な湯田温泉の観光と合わせ、是非、ご予約・ご来場ください。

## — 後援会活動に関する記事を掲載しています —

### 広報委員会

広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、本連盟の活動状況や国会議員のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。



共同購買事業部からのご案内

2023年4月1日書籍販売サイト開設

2023年8月より購入開始

# 税務に関する 良書に出会える



## 中国税理士協同組合書籍販売サイト4つのメリット

MERIT 01

24時間いつでも  
注文可能

MERIT 02

全国一律  
送料無料

MERIT 03

組合員価格で  
最大20%引き

MERIT 04

書籍購入で  
ポイント還元あり

税理士業務に役立つ書籍探しにぜひご活用ください。



### 新規会員登録方法の流れ

POINT 01



中国税理士協同組合 書籍販売サイト

#### ネットで検索

QRコードの読み込み、またはインターネットで「中国税理士協同組合書籍販売サイト」を検索します。

POINT 02



#### 新規会員登録

サイトが表示されたら、サイト内の右上にある「新規会員登録」の文字をクリックします。

POINT 03



#### 登録完了

登録画面の必要項目を入力してください。入力が完了したら「送信する」をクリックして完了です。登録完了メールが届きます。

### 2023年8月より購入開始 書籍購入の流れ

POINT 01



#### 商品の検索

購入したい商品をクリックし、商品詳細ページで数量を選択し、「カートへ入れる」をクリックします。

POINT 02



#### 購入手続き

購入内容を確認し、配送・支払い方法を選択します。

POINT 03



#### 購入完了

内容確認ページでポイント利用などの選択をして、「上記内容で注文する」をクリックして完了です。

#### ●注意事項

- ※本サイトのご利用対象者は中国税理士協同組合の組合員及び賛助会員の方のみとなります。
- ※お支払い方法は郵便振込、または中国税理士会会費等振替口座からの口座振替のみとなります。
- ※一度の注文分をまとめて送付します。出版社からの商品納品後の発送となりますお届けに日数がかかります。
- ※各出版社が選定した書籍が掲載されています。割引対象・ポイント対象となるのはサイト内に掲載された書籍のみです。
- ※一般の組合員・賛助会員及びサポートメンバーは10%割引、ゴールドサポートメンバーは毎年20%割引です。
- ※書籍20%割引キャンペーン時には本サイトでも中税協書店と同様のキャンペーン価格が適用されます。
- ※詳しくは本サイト内ご利用ガイドやよくあるご質問をご覧ください。
- ※予告なくサービス内容等が変更となる場合があります。ご了承ください。

中国税理士協同組合

中小企業経営者の  
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします



## 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！



お問合せ 中国税理士協同組合  
TEL 082-246-0088

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

令和5年9月から  
オンライン  
手続き  
スタート

制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。  
ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。

Be a Great Small.  
中小機構

小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索



2023.9

## 人間ドックを受けましょう!

健康だから仕事ができる  
皆様の健康管理のお手伝い

人間ドックを受診された方に

助成金を交付します!

申請は受診から3カ月以内に!

人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査・特定検診を受けた方は、受診から3カ月以内に、「健康管理助成金申請書」に領収書(写)を添付して、中国税理士協同組合に請求してください。

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～



中国税理士協同組合

「健康管理助成金申請書」は中税協ホームページからダウンロードしてください。

中税協HP  
組合員専用ページ



組合員と家族の福利厚生



健康管理助成金制度



PDFダウンロード

## 全税共創立 50 周年記念 税理士VIP代理店 キャンペーン 全税共・中税協からギフトカードをプレゼント!

### 第 25 回税理士VIP代理店 推進キャンペーン (Z1)

#### 税理士事務所のVIP代理店推進

- 対象 税理士会会員
- 期間 令和6年1月1日～12月31日
- 奨励基準 期間中に税理士VIP代理店登録した者 \*乗合代理店登録を含む  
全税共からギフトカード 1万円 + 中税協からギフトカード 1万円

さらに!

登録後、6カ月以内に  
1件以上の契約があった場合  
プラス1万円

【地域(支部)奨励策】  
上記1件につき、所属地域に  
奨励金1万円

### 第 24 回税理士VIP代理店 業績キャンペーン (Z2)

#### 優績代理店にギフトカードをプレゼント!

- 対象 税理士VIP代理店
- 期間 令和6年4月1日～12月31日
- 対象契約 期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- 表彰基準及び賞品

全税共から	賞名	表彰基準	賞品
	ドリームA賞	月額保険料100万円以上	10万円ギフトカード
	ドリームB賞	月額保険料50万円以上	5万円ギフトカード

\*ドリームA賞・ドリームB賞は他社との乗合の合計額とする。

中税協から	賞名	表彰基準	賞品
	中税協特別賞	月額保険料50万円以上	5万円ギフトカード
	中税協理事長A賞	月額保険料20万円以上	3万円ギフトカード
	中税協理事長B賞	月額保険料10万円以上	1万円ギフトカード

\*全税共・中税協の各賞は重複表彰あり。\*営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。  
\*VIPの年払契約の場合は1ヵ月分(12分の1)を計上する。\*全税共年金の一括払いの保険料は100分の3を計上する。  
\*他契約(全税共扱い以外の契約)からの変更も業績の対象とする。

### 税理士VIP代理店の資格

- 一般代理店になる場合  
(特定1社専属の募集代理店)  
一般課程試験に合格すること

- 乗合代理店になる場合  
(複数社の募集代理店)  
一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上  
いて、その中に専門課程試験に合格した教育責任  
者及び業務管理責任者がいること

※中税協から各生保にキャンペーン入賞者氏名の情報公開を依頼します。情報公開を希望しない方は、該当生保にお知らせください。



ストライク

2017年1月より、中国税理士協同組合とストライクは提携しております

# 関与先の 事業承継・M&Aは ストライクに おまかせください

ストライクが、関与先のM&Aによる事業承継をサポートいたします。

詳しくは  
こちら！

ストライクのサービス  
について  
ご紹介しております

- ☑ 規模の小さい会社は M&A の対象になるのか？
- ☑ M&Aをすると関与先が減るのではないか
- ☑ 関与先の M&A の進め方がわからない
- ☑ 自分達には M&A に関与する時間も余裕もない



## ストライク広島オフィス

2021年11月に、広島県広島市に広島オフィスを開設いたしました。すでに広島県を中心とした中国地方において、M&A(企業の売却、買収)におけるさまざまなご相談をいただき、成約に至った実績も多く積んでまいりましたが、よりお客様に近い距離でサポートをさせていただきます。中国地方の企業売却、企業買収、後継者問題、事業承継など、M&Aを通じた企業の発展や継承をお考えの際は、株式会社ストライク広島オフィスにご相談ください。随時、無料でご相談を承っております。

アクセス

広島県広島市中区紙屋町 2-1-22  
広島興銀ビル 4F

「紙屋町東」駅 徒歩 1分  
「本通」駅 徒歩 1分



相談無料・秘密厳守

株式会社ストライク [www.strike.co.jp](http://www.strike.co.jp)



広島オフィスTEL

担当直通TEL  
(担当: 東 孝則)

082-536-0101  
080-4186-7354

# 達人 充実した機能と 驚きのコストパフォーマンス

会計 + 税務 + 電子申告  
までをセットで!

組合員  
提供価格  
月額

# 28,380円

(税別25,800円)

- お手持ちの Windows パソコンで利用できます。
- ソフトバージョンアップ費用はかかりません。
- 電話サポートも充実! すべてまかせて安心です。
- ※ 別途組合費、出資金のご負担をお願い致します。

税理士の税理士による税理士のための  
税理士会システム

プロが認める  
**安心の品質**  
財務ソフトおよび  
達人ソフト導入に関する  
サポート

**TACTiCS財務**

## 会計

○「達人シリーズ」  
とのスムーズな  
連動を実現


※複数本ご希望の方は、  
別途ご相談下さい。

**財務**  
zaimu

申告書作成ソフト 達人シリーズ 達人Cube

## 税務

○マイナンバーの収集・管理も万全  
○手書き感覚でらくらく入力  
○複雑な設定いらずですぐに使えるかんたん操作



•法人税の達人  
•減価償却の達人  
•相続税の達人

•消費税の達人  
•内訳概況書の達人  
•財産評価の達人  
•贈与税の達人

•所得税の達人  
•年調・法定調書の達人  
•データ管理の達人  
•電子申告の達人

## 電子申告

○署名も送信もかんたん  
○「申告書作成ソフト」で  
作成した申告データで  
そのまま電子申告

**TATSUZIN Cube**  
達人キューブ

お問い合わせ先

広島国税局認可法人 (昭和57年設立)

**中国税理士データ通信協同組合**

**TEL.082-246-0088**

〒730-0036 広島市中区袋町4番15号 中国税理士会館内

(私たちは中国税理士会員で構成されています)

中国税理士政治連盟の皆様へ

# いつの時代も変わらない 助け合いの輪を

税理士の、税理士による、税理士のための

相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。

下記制度へのご加入を賜りますよう、

心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

## 申し込み受付中！

税理士  
団体保障

個人単位で加入できる  
団体定期保険

団体介護保障

要介護2以上で  
介護一時金支給

選べる  
医療保障  
マイセレクト

入院通算1,095日  
まで保障

所得補償

病気やケガによる  
就業不能をカバー



にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は  
公益財団法人日本税務研究センターが運営する  
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは  
こちら



今週の特別企画として、片山さつき参議院議員と議員会館でインタビューをさせていただいた。ある程度想定していたが、予想を上回るパワーでお話をお聞きできた。

応接室の棚にはおびただしい数のファイル資料が収納されていて、写真写りとしては決して見栄えがよいとは言えないが、議員が勉強熱心で政治に取り組みされていることは強く感じた。インタビュー中にも疑問点があれば迷うことなく、収納棚に一直線に手を伸ばして回答いただいたのが印象的であった。

今年注目の定額減税については、政治主導という裏話も聞けた。税制改正も一筋縄ではないなどというのが感想である。

片山議員のますますのご活躍と税理士会への支援を期待する。

岡本 倫明

確定申告も無事終了。桜の開花が発表され何か心がウキウキしているところである。

先日六月から始まる「定額減税」について事務所でも打ち合わせをしたが、扶養人員の把握、

六月以降各人別に減税をし、残高を管理する等なかなか事務が煩雑である。その中で、事務員からせっかくなマイナンバーカードに金融機関を登録したので、これで還付するのがいいのではとの意見も出た。

源泉徴収義務者に、早期還付の名のもとに、この還付事務を押し付けていいのだろうかと思間に思うのは私だけだろうか。

また、キャッシュレス納付の一層の利用促進、社会全体の効率化及び行政コストの観点から令和六年五月以降の「R&R」申告法人等には、事前に法人の納付書の送付が無くなる。

年末調整事務でも毎月の納付書が十五枚から十二枚の配布に（失敗したら税務署に納付書を取りにいかなければならない）、受付の收受印も今後廃止になると聞いている。

効率化の名のもとに、零細中小企業にはなかなか世知辛い感じがする改正である。

國平 敏朗

私には一歳七か月になる娘がいる。ということは父になって一歳七か月である。娘が生まれてからの日々は慌ただしく過ぎていくばかりで思い通りになら

ないことも増えたが、それも自分の望んだ人生だ。思った時間に寝起きできず、仕事もできない日もある。毎日寝不足で体もあちこち痛い。それでも私は娘との日々がいつの間にかかけがえのない日に変わったのだから、自分の変化に驚くばかりである。

客観的に娘を観察することがあるが、子どもの日々の成長は大人の比ではなく驚きの連続である。昨日できなかったことが今日できています。毎日新しい経験の繰り返しである。いつの間にか首がすわり、寝返りがうて、歩き出し、言葉まで話せるようになった。今では私との会話も成立している。娘を通して私も日々新しいことをたくさん経験させてもらっている。そして自分の人生に彩りをもたらしにくれた。人からあつという間に手が離れるよと聞いているが、その日まで私は娘の成長をそばで見守り続けたいと思う。

望月 一成

令和六年三月二十八日、参議院本会議で「所得税法等の一部を改正する法律案」等が賛成多数で可決され、同法案が成立しました。

令和六年度の税制改正法案には、戦略分野として国内生産促進税制やイノベーションボックス税制等の新たな税制の創設、住宅ローン控除の拡充等の子育て世代を支援する措置等が盛り込まれていますが、やはり納税事業者の皆様や我々税理士にとって最も影響があるのは、「所得税・個人住民税の定額減税の実施」でしょう。

三月から順次、定額減税に関するパンフレットが納税事業者の皆様へ送付されてきており、また、既に税務署主催で「給与支払者向け定額減税説明会」が各所で開催されていますので、我々も制度全体の理解と実務での対応方法を検討しておかなければなりません。

前年の適格請求書保存方式（インボイス制度）への対応に続いて、税理士実務に大きな影響のある制度が開始されるというところで、事務所運営にとつて決してありがたい事ではないのですが、納税者の皆様が給与支給時に減額を実感していただく為に、早めの対応と煩雑な制度内容の理解を深めておく必要があると考えています。

光井 俊明